

令和5年度における事業者によるダイオキシン類の測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条の規定により、廃棄物焼却炉等を設置する事業者は、年1回以上、排出ガス等のダイオキシン類による汚染の状況について測定し、その結果を市長に報告することが義務づけられています。

令和5年度では市内で報告義務がある大気排出基準適用施設2施設（1事業所）において、測定結果の報告があり、全ての施設で排出基準に適合していました。

令和5年度 ダイオキシン類測定結果

事業場 No.	事業場名	所在地	施設 No.	排出ガス			焼却灰（燃え殻）			ばいじん（飛灰）			備考
				試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/m ³ N)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	試料採取日	測定結果 (ng-TEQ/g)	基準	
1	門真市クリーンセンター	門真市深田町 19番5号	1	R5.11.13	0.02	1	R5.7.10	0.022	-	R5.7.10	0.4	-	No.4 廃棄物焼却炉 焼却灰、ばいじんについて、ともに薬剤処理をしています。
							R5.11.13	0.01		R5.11.13	0.7		
							R6.1.12	0.12		R6.1.12	0.27		
			2	R5.8.4	0.0028	1	R5.6.5	0.0081	-	R5.6.5	0.65	-	
R5.8.4	0.0086	R5.8.4	0.64										

焼却灰、ばいじんについては、薬剤処理をしている場合には基準はありません